明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　一
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業一）　二
○廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（環境一）　九
〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務一二）　一〇
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（経済産業四）
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（環境二）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第二号

製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第一条の規定に基づき、及び製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）を実施するため、製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令

製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続）	（免許の申請手続）
第一条　製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第一条の製菓衛生師の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	**第一条**　製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第一条の製菓衛生師の免許の申請書には、免許の取消処分を受けたことの有無並びに取消処分を受けたことがある場合には、その理由及び年月日を記載しなければならない。
一　免許の取消処分を受けたことの有無並びに取消処分を受けたことがある場合には、その理由及び年月日	（新設）
二　麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別	（新設）
2　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	2　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
（削る）	二　麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
二　（略）	三　（略）